

拝啓 淀川水系流域委員会は、国土交通省近畿地方整備局の策定する「淀川水系河川整備計画」に係わる学識経験者の意見を答申するため、H13.2.1以来精力的に審議を進められ、いよいよ最終提言を確定されようとしています。別の文書でも指摘させていただきましたが淀川水系流域委員会は、新・河川法に基づく最初の審議会として位置付けることができると考えます。

新・河川法は、従来の河川整備が、もっぱら治水と利水のみを追及して、おろそかにされて来た“河川環境の整備と保全”をその目的に加えしました。

今回の素案を拝見いたしますと、新・河川法を踏まえ“河川環境の整備と保全”に留意されていることが分かり、委員長殿をはじめ委員各位殿のご努力に敬意を表するものであります。しかし素案の内容を細かく見て行きますと、その内容には何故か不十分であったり、あいまいな表現が散見されましたので、私は別途素案に対する訂正案をお送り致しました。

今回の答申の最大の焦点はダム問題と言えると考えます。事実素案の段階では、【A案】と【B案】が提示されていることを見ても、このことが最大の焦点であることが分かります。私は「ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた」（【B案】）ので、「ダムの建設はできるだけ抑制すべき」と考えております。

しかし問題は、淀川水系流域委員会が今後の河川整備計画に係わる提言を纏めつつあることを承知している国土交通省は、これを無視してダム工事を継続していることであります。利水については（訂正案で申し上げた通り）新たな水資源開発は無用です。また治水に関しては多くの識者から、現在の計画が過剰であると指摘されてきました。そして残念ながら大阪弁護士会・（株）大阪自然環境保全協会・脱ダムネット関西が要請してきたダム問題には、取り上げられた痕跡も見当たらないと言っても過言ではないと考えます。

上の事実から、委員各位殿の真摯な討議を拝見して“新しい河川行政の夜明”と受け止めた私があまかったのでしょうか。或いは、あらかじめ既に計画されているダム（本体は未着工）は是認するとの密約でもあったのでしょうか。もしそのようなことがないとするれば、近畿地方整備局の背信行為を、淀川水系流域委員会として責任追及すべきだと考えますが、芦田委員長殿のご見解をお聞かせいただければ幸いです。

いずれにしても最終提言は、このまま“うやむや”の内に幕引きされてしまう可能性があります。素案を見ると（おそらく何人かで分担して執筆されたのではないのでしょうか。）ダム作りに未練があると言うか、或いはダム作りが好きな方もおられると推定いたします。しかし多くの委員は水辺の植物・昆虫・魚・野鳥たちを痛め付け、要らない水のためにダム建設費の一部を水道代として市民に負担させ、洪水による「壊滅的な被害の回避」を「錦の御旗」として過剰設計のダムを、もうこれ以上は作るべきでないと考えておられるのではないのでしょうか。

そこで最後のお願いがあります。提言がどうしても全員一致しない場合は、好ましくはありませんが、両論併記していただきたいのです。あるいは提言は“一貫性のある提言”とし、異論を別に記載していただきたいのです。その場合（裁判所の少数意見の判事名を明記しているように）異論を唱えた委員名を明らかにしていただければ幸いです。

なお念のため近畿地方整備局と水資源開発公団関西支社所管の本年度ダム等建設事業の予算は、余野川ダム＝23億円、紀の川大堰＝27億円、大戸川ダム＝21億7千万円、川上ダム＝35億円、丹生ダム＝38億円と報じられています。

先ずは失礼を顧みず、芦田委員長殿をはじめ委員各位殿が、学識研究者として、今後も市民から引き続き尊敬され続けられるか、あるいは生き物たちや市民から怨嗟されるようになるか、岐路に立っておられることを指摘させていただきました。

敬具